

株式会社近藤紡績所 人権方針

人権方針

私たち近藤紡績所（以下“当社”）が定める本人権方針（以下“本方針”）は、日本繊維産業連盟の「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」に基づき定められ、当社が事業活動を行うにあたって関わるすべての人々の人権を尊重する姿勢を明確に示すものです。

1. 人権に関する国際規範の尊重

当社は国際人権章典¹および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言²」に規定された人権を最低限のものとして理解し、これらの人権を尊重します。そして、「ビジネスと人権に関する指導原則」、国連グローバル・コンパクトの10原則³などの人権に関する国際規範を支持し、これらの原則に基づいて事業活動を行います。

2. 本方針の位置づけと適用範囲

本方針は、人権侵害の防止を目的とした当社内の人権にかかわるすべての規定と同等の位置づけにあります。

本方針は、当社の全役員及びすべての従業員に適用します。またすべてのサプライヤー及びビジネスパートナーにも、本方針の支持と実践を求めます。

また、当社は事業活動を行うそれぞれの国・地域において、その国の国内法、その他の規制を遵守します。当該国の法規制と国際的な人権基準に矛盾がある場合には、法規制を遵守しつつ国際的に認められた人権の原則を最大限尊重する方法を追求します。

3. ガバナンス・推進体制

当社は、自らが人権を侵害しないことはもちろんのこと、その企業活動において人権に対する負の影響が生じていることが判明した場合には、その是正のため、適切に対応することにより、自らの人権尊重責務を果たします。本方針の遵守状況と人権尊重の取り組みについて、経営層に対し定期的に報告し、各部署・各事業所担当者監督のもと取り組みを推

¹ 国際人権章典は、「世界人権宣言」とこれを条約化した「市民的および政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」の3つの文章の総称です。

² ILOの「労働における基本的原則および権利に関する宣言」は、「結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認」「強制労働の撤廃」「児童労働の実効的な廃止」「雇用及び職業における差別の撤廃」の4つの分野を、労働において最低限守られるべき基準として定めたものです。

³ 国連人権理事会により2011年に承認されたもので、ビジネスと人権の課題に関し、「人権の尊重」及び「救済へのアクセス」に関して企業の責任及び求められる取組みの内容を定めた原則です。

進めます。また、実施体制に関しては、本社総務部が所掌し、実効性の確保及び取りまとめを行います。

4.ステークホルダーとのエンゲージメント

当社は、人権への負の影響を受けるステークホルダーの視点から人権課題を理解し、その防止に努めることが重要であり、また、その脆弱性から特に配慮を要する集団が存在することも認識しています。そのため、当社従業員をはじめとしたステークホルダーとの継続的かつ建設的対話を通じてエンゲージメントを進めることで、人権を尊重する責任を果たす社内基盤を作っていくとともに、人権課題の理解や改善・解決に努めます。

5.人権デュー・ディリジェンスの実施

当社は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、人権デュー・ディリジェンスを実施します。具体的には、日本繊維連の「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」に付随されているチェックリストを活用して各部・各事業所に存在する人権リスクを調査及び評価し、特定した人権侵害を防止・軽減する取り組みを行います。

人権侵害を当社が引き起こし、または助長したことが明らかになった場合には、適切な手段による是正、救済に取り組みます。

一切の差別の排除

当社は、個人の多様性を尊重し、すべての基本的人権を尊重します。各国の法令を踏まえ、性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、雇用形態、婚姻状況、妊娠状況、性的指向や性自認、身体的特徴、価値観などによる、いかなる人権侵害にも加担せず、差別を行いません。

職場環境

当社は、従業員及び当社のサプライチェーン上で働く労働者の一人ひとりの人権が尊重される職場環境を提供します。各国の法令を踏まえ、肉体的・精神的ハラスメントのない健康で安全な労働環境を提供し、労働者の権利保護、最低賃金の確保、ワークライフバランスの充実、団体交渉権、プライバシーの保護を尊重します。また、いかなる形態の強制労働や児童労働、人身売買も認めません。

6.リスクの防止、軽減に向けた行動

日本繊維連の「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」に付随されている

チェックリストを用いた調査の結果、対応すべき課題があった場合は、人権リスクの深刻度に応じた優先順位をつけ、優先順位の高いものからその防止、軽減に向け必要な行動をします。

7.救済措置

当社は、すべてのステークホルダーの表現の自由を尊重し、報復の恐れなく人権に関する懸念を通報・相談可能な手段として「総務部相談連絡先」、「社外相談窓口」を提供します。なお、窓口担当は心理的安全性の担保や個人情報保護などに細心の注意を払います。人権侵害の申し立てがあった場合には、速やかに調査し、人権の負の影響を是正する救済措置を適宜講じ、将来的なあらゆる人権侵害のリスクを軽減するよう努めます。

8.取り組みの実効性評価

人権リスクの防止、軽減に向けた行動については、その効果が有効に存続しているかを継続してモニタリングします。モニタリングの結果、新たな人権リスクがあった場合には、その防止・軽減に向け必要な対応を行います。

9.教育・研修

当社は、本方針が各事業所または各部署の事業活動に組み込まれ、効果的に実践されるよう、当社の全役員及びすべての従業員に周知し、適切な教育を行います。

10.情報の公開

当社における人権尊重の取り組みについては、以下の当社ウェブページにて公表します。

→<https://www.kondobo.co.jp/csr/>

なお、本方針は経営層により承認されており、また、代表取締役社長により署名されています。

制定日：2025年3月13日

株式会社 近藤紡績所
代表取締役社長

近藤 大揮